6 階段

整備の基本的な考え方

○階段には手すりを両側に連続して設ける。
○階段での転倒事故を防ぐためには段鼻は容易に見分けがつく構造とする。
○階段手すりの始終端部には現在地若しくは行き先等を点字で表記する。

整備基準		解　説	望ましい水準
利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。			○必要に応じて、足元灯等を設置すること。 ○踊場には、鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をすること。
(1) 有効幅員	有効幅員は、130cm以上とすること。ただし、7に規定する構造のエレベーターを設けた場合又は小規模施設若しくはその他の非該当施設の場合は、この限りでない。	●「小規模施設」 3の項の解説冒頭（40頁）を参照のこと。	○有効幅員は、150cm以上とすること。
(2) 主たる階段の形状	主たる階段は、回り階段としないこと。	●「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。 ●らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。	○主たる階段以外の階段においても回り階段は設けないこと。
(3) 手すりの設置	手すりを設けること。	●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に連続して設けること。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、一段の場合は、75～85cm程度とすること。 ●原則として、断面が円形（直径3～4cm程度）か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。	○両側に連続して設置すること。 ○手すりは、冷たく感じないようゴムを巻き付けるなど工夫をすること。
(4) 表面の仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
(5) 段の仕上げ及び構造	踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとすることにより、段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	●滑り止めの色を踏面と対比させて、段鼻を明確にすること。 ●同一階段は、同一寸法とすること。 ●段鼻は、踏面及びけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とすること。金属製のものはつえ等が滑るので避けること。 ●けこみ板は、つえ等や足の落ち込みを防止するために必ず設けること。 ●側壁がない場合は、両側に2cm以上の立ち上がりを設け、つえ等や足の踏み外しを防止すること。	○けこみは2cm以下とすること。 ○けあげ16cm程度、踏面30cm以上とすること。

□ 階段の整備例

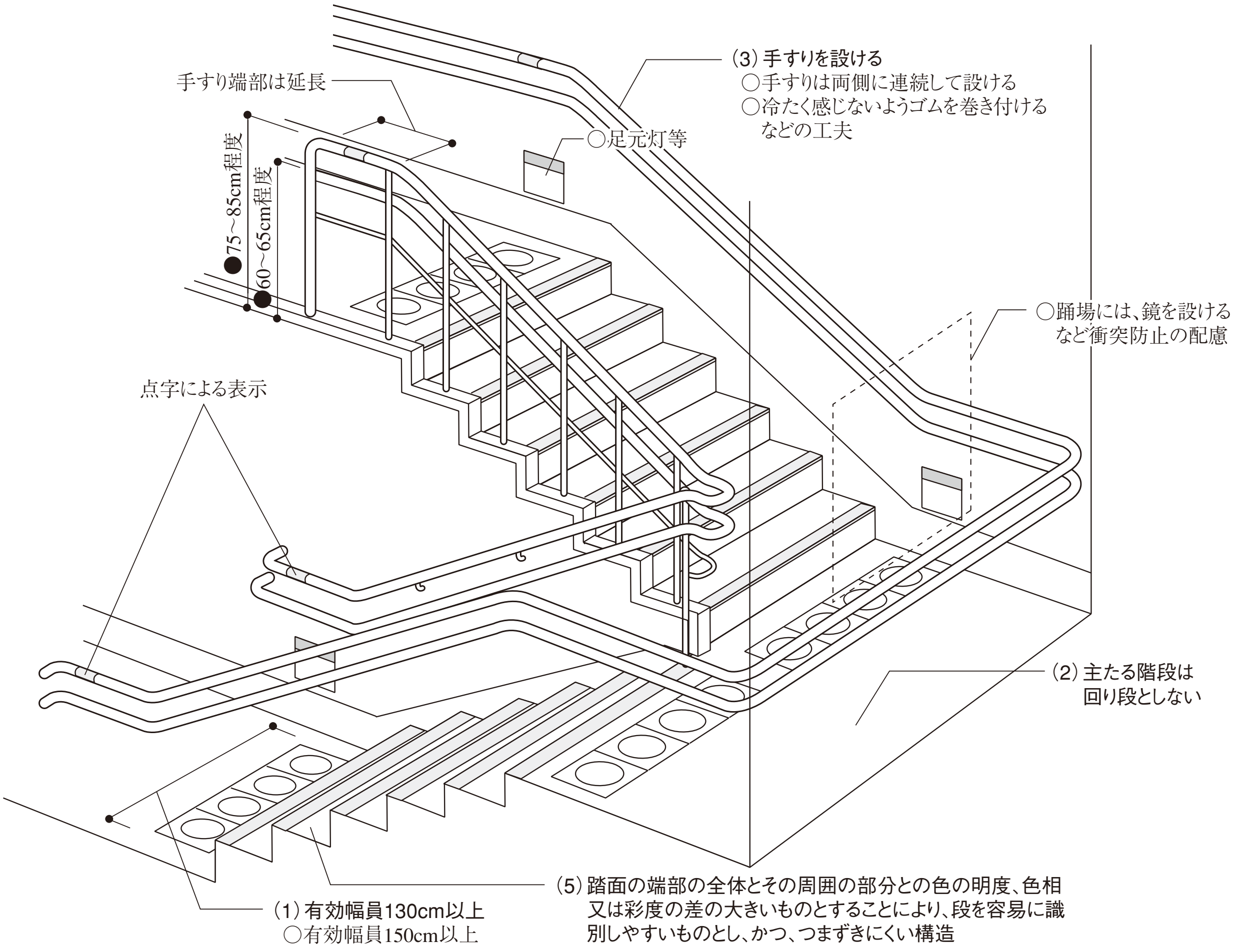

●階段の形状例（○と×）

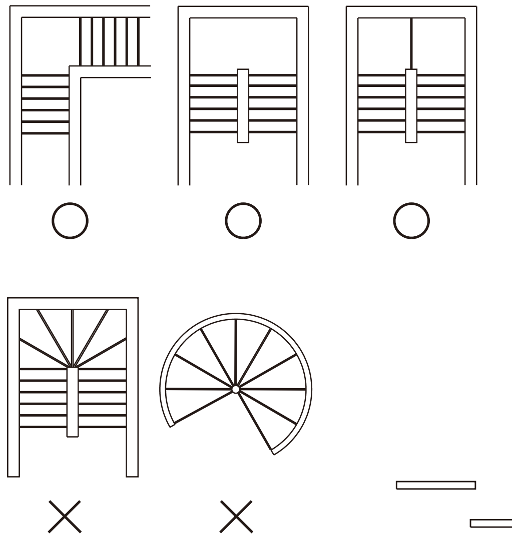

●階段の望ましい構造例

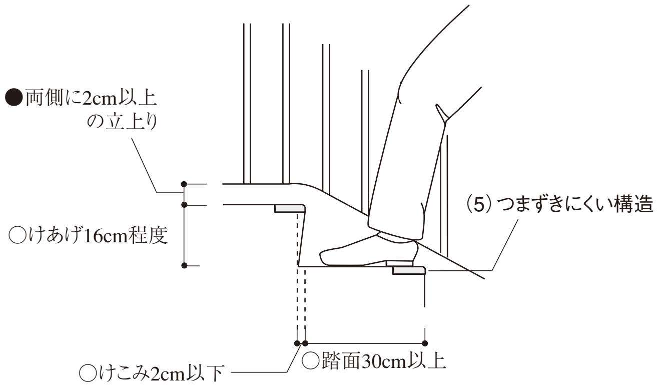

●避けるべき設計例

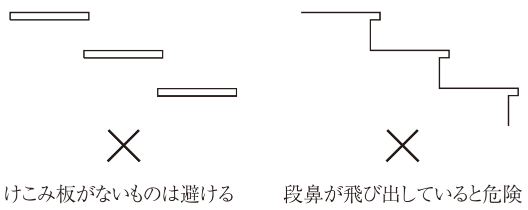

●手すりへの点字表記方法

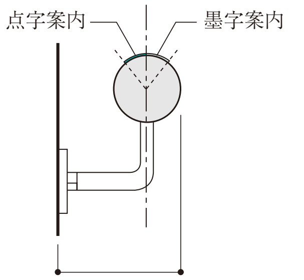

設置位置から10cm以下の場合は、手すりがないものとみなし、有効幅員を算定する